

# 「新設」した犯罪被害者等支策の詳細について

制定から10年が経過する中で発生した「**新たな課題**」に対応できるよう  
条例改正によって「**新設**」する支援策

## 新たな課題

### 課題 1

#### ◆ 性犯罪被害の潜在化・不十分な支援体制

- ・ 性犯罪被害は潜在化しやすく、被害者への十分な支援につながっていない。

### 課題 2

#### ◆ 煩雑な行政手続が被害者の重い負担に

- ・ 被害直後は精神的な負担もある中、行政手続が被害者の更なる負担になっている。

### 課題 3

#### ◆ 県外からの遺体搬送費の遺族負担

- ・ 県外からの遺体搬送費用は遺族負担となることもある。

## 新設する支援策

### 支援策 1

#### ◆ 性犯罪被害支援策の創設

性犯罪被害見舞金 **15万円**

(不同意性交等の性犯罪被害を受けた場合に見舞金を支給します。)

### 支援策 2

#### ◆ 行政手続の負担軽減

行政手続等委任費用助成 **上限 5万円**

(弁護士等に行政手続等を委任するために要した費用を助成します。)

### 支援策 3

#### ◆ 遺体搬送費用の負担軽減

遺体搬送費用助成 **上限 5万円**

(県外で犯罪被害に遭いお亡くなりになった場合で、遺体搬送のために要した費用を助成します。)

全国初

上限 5万円

# 「拡充」した犯罪被害者等支策の詳細について

制定から10年が経過する中で「より実情に合った支援」ができるよう  
条例改正によって「**拡充**」する支援策

## 経済的支援

### ◆遺族見舞金

30万円 → **40万円**

### ◆重傷病見舞金

10万円 → **15万円**

## 生活関係支援

### ◆家事援助費用助成

上限25時間 → **撤廃**

市の委託業者  
からの派遣のみ → **上限5万円**

上限額を定め、サービスの提供先の選択肢を民間事業者を含めて拡充

### ◆育児援助費用助成

上限6回 → **撤廃**

市が実施する  
一時預り保育のみ → **上限12万円**

## 居住関係支援

### ◆家賃助成

家賃月額 $\frac{1}{2}$ （上限3万円）最大6カ月 → 家賃月額 $\frac{1}{2}$ （上限**3.5万円**）最大6カ月

### ◆転居費用助成

1回あたり上限18万円（1事件につき1回） → 1回あたり上限18万円（1事件につき**2回**）

# (参考) 犯罪被害者等支策の拡充の背景

平成27年7月

犯罪被害者等に対する支援を目的に「犯罪被害者等支援条例」を制定

制定から10年が経過し、  
犯罪被害者等を取り巻く状況や  
求められる支援も変化

令和8年4月

条例改正を実施し、  
特に被害を受けた直後に求めら  
れる支援を中心に見直しを実施

## 犯罪被害者等支援等の見直しにあたって

### ① 被害者遺族へのヒアリング

犯罪被害者や遺族が直面した問題や  
課題についてヒアリングを実施

#### 意見

- 行政手続等の負担
- 遺体搬送費用などの経済的負担
- 被害者の権利の明文化
- 制度の周知

### ② 支援団体<sup>※</sup>へのヒアリング

相談・支援を実施している団体から  
課題についてヒアリングを実施

#### 意見

- 性犯罪被害者への支援
- 連携体制の構築
- 日常生活の支援の拡充

### ③ 学識経験者へのヒアリング

犯罪被害者支援に取り組む  
大学教授へのヒアリングを実施

#### 意見

- 点になっている支援を面的に繋げていく連携の必要性
- 被害後の早期の段階で支援へと繋がれるように、制度の周知の必要性

※特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご  
公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

# (参考) 連携体制のイメージ

